

港区内の

# オフィス、店舗

での木材利用を応援します。

国産木材を内装、家具などに使うと、  
木材使用量に相当する CO2 固定量を港区が認証します。



港区では、日本の森林整備と地球温暖化防止に貢献するため、テナントオフィスや店舗での国産木材の使用を促進する「港区テナント事業者におけるみなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱」を平成 25 年 9 月 1 日に施行しました。

ビルに入居する際や内装をリニューアルする際に、基準値以上の協定木材※または国産の合法木材を内装材や家具などに使用した場合、その使用量に相当する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）固定量を港区が認証し証書します。



\* 協定木材とは、港区と「間伐材を始めとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出される木材をいいます。

## 《特典》

店舗全体の内装だけでなく、木製家具等を導入した場合でも認証を受けることができます。認証されたテナントには、認証書（アクリルボード入り）を交付します。レジ横などの場所にお飾りください。



### 木は炭素のかたまり

森林は、大気中のCO<sub>2</sub>を吸収し、光合成により成長します。木は炭素の貯蔵庫で、建物や家具に使われている間は吸収したCO<sub>2</sub>を放出することはありません。木材による炭素固定は、重要な地球温暖化防止対策であることが、世界的に認知されています。

ホームページはこちら

[www.uni4m.or.jp](http://www.uni4m.or.jp)



## 概要

オフィス、店舗等のテナント事業者の皆さんが、内装や外装に木材を使用したり、木製家具を購入して使用する場合、その木材使用量に相当する二酸化炭素固定量を区が認証し、認証書を交付します。

### 対象者

港区内の事務所、店舗等のテナント事業者

### 対象となる木材と使用方法

協定木材または国産合法木材を使用した内外装材、家具、等

### 木材使用量【基準値】

床面積 1 m<sup>2</sup>につき 0.001 m<sup>3</sup>を超える量の協定木材等を使用してください。(例えば、500 m<sup>2</sup>の店舗の場合 0.5 m<sup>3</sup>以上です。使用量がよくわからない場合はお問い合わせください)

### 認証の申請方法

内外装工事又は家具の納入から6ヶ月以内に申請してください。  
(申請書類はホームページからダウンロードできます。)

[www.uni4m.or.jp](http://www.uni4m.or.jp)

TOP>「テナントオフィス等で認証をお考えの方へ」

### 手続きのフロー

| 段 階  | 手続き   | 提出書類  |  |   |
|--|---|---|--|---|
| 木材製品の情報、申請書類の作成方法など、何でもお気軽にご相談ください。  |   |   |  |   |
| 木材使用または木製家具の納入から6ヶ月以内  | 申請書の提出<br>▼   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 二酸化炭素固定量認証書交付申請書</li> <li>■ 国産木材使用数量・二酸化炭素固定量調書 (テナント事業者用)</li> </ul> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>【内外装材の場合】</li> <li>■ 木材使用箇所を色付けした図面 + 平面図</li> <li>■ 対象木材の納品書 (写し)</li> <li>■ 施工写真<br/>写真がない場合はご相談ください</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>【家具の場合】</li> <li>■ 納品書 (写し)</li> <li>■ 既製品の場合<br/>製品カタログ・パンフレット (該当部写し)</li> <li>■ 特注品の場合<br/>寸法のわかる絵図面</li> </ul> </td> </tr> </table> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【内外装材の場合】</li> <li>■ 木材使用箇所を色付けした図面 + 平面図</li> <li>■ 対象木材の納品書 (写し)</li> <li>■ 施工写真<br/>写真がない場合はご相談ください</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【家具の場合】</li> <li>■ 納品書 (写し)</li> <li>■ 既製品の場合<br/>製品カタログ・パンフレット (該当部写し)</li> <li>■ 特注品の場合<br/>寸法のわかる絵図面</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>【内外装材の場合】</li> <li>■ 木材使用箇所を色付けした図面 + 平面図</li> <li>■ 対象木材の納品書 (写し)</li> <li>■ 施工写真<br/>写真がない場合はご相談ください</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>【家具の場合】</li> <li>■ 納品書 (写し)</li> <li>■ 既製品の場合<br/>製品カタログ・パンフレット (該当部写し)</li> <li>■ 特注品の場合<br/>寸法のわかる絵図面</li> </ul> |   |  |   |
| 審査～認証  | 書類審査・現地確認<br>▼<br>認証書の交付  |   |  |   |

### 認証書の交付

書類審査及び現地確認の後、木材使用量に相当する二酸化炭素固定量認証書を申請者に交付します。

### 制度事務局およびホームページについて

区ではこの制度の実施にあたり、「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局」を開設しています。事務局では提出書類の審査のほか、協定木材製品や製品を取り扱う登録事業者の情報提供、適切な木材利用方法など幅広いご相談に応じますので、お気軽にご連絡ください。また制度ホームページでは、登録事業者や協定木材登録製品の詳しい情報を掲載しています。区に提出する書類のダウンロードもできますので、ご利用ください。

港区環境リサイクル支援部環境課  
地球温暖化対策担当  
TEL : 03-3578-2477

みなとモデル二酸化炭素固定認証制度事務局  
TEL : 03-3578-2494  
Mail : [office@uni4m.or.jp](mailto:office@uni4m.or.jp)  
〒105-8511 港区芝公園 1-5-25 港区役所 8F